

産業統計部会の審議状況について(報告)
(農業経営統計調査の変更)

資料4-2

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 計画の変更 (1) 調査の重点化 (ロングフォーム・ショートフォーム方式の導入)	○ 個人経営体に対する経営統計調査について、「主業経営体」及び「準主業経営体」については、従前同様、全ての調査事項の回答を求める一方、「副業的経営体」については、「基本項目」のみの把握に変更 ※個人経営体の区分、調査事項の区分等については別紙参照	●	●	<p>・第2回部会において引き続き審議</p> <p>【委員等からの主な意見】</p> <p>◆ロングフォームとショートフォームの配り分けについて、65歳という年齢で線引きした理由がよく分からない。耕地面積、農業所得など他の指標を用いなかったのはなぜか。</p> <p>◆本調査は、5年間標本を固定して同じ報告者に継続的に調査を行う。調査依頼時に63歳の主業又は準主業の経営体の場合、調査期間の途中で65歳を過ぎ、副業的経営体に区分が変わってしまう。その結果、それまでのロングフォームからショートフォームに変更されることになるが、それが適切なのか分からない。</p> <p>◆「担い手」の農業経営の実態を捉えるためには、この調査独自に「担い手」の定義が必要なのではないか。</p> <p>◆65歳で線引きすることで、どれほどの負担軽減の効果が期待されるのか示してほしい。</p> <p>◆詳細項目については、これまで全ての報告者を集計した結果として公表していたが、今後は、副業的経営体を除いた報告者の集計結果となる。これにより、集計の対象範囲が変わり、統計に断層が生じるのではないか。</p> <p>◆今回、「基本項目」「詳細項目」と線引きをして負担軽減を図ろうとしているが、将来的に、会計ソフトのデータをそのまま利用できる仕組みができる目処があるのであれば、それにより報告負担が抑制できるので、今回、「詳細項目」としている事項の一部を「基本項目」と位置づけ、全ての報告者の回答事項として残しておく選択肢もあるのではないか。</p>
(2) 調査事項の見直し等	○ 調査事項について、削除を中心に一部変更 ○ 調査事項の一部について、プレプリントを実施 (本調査が、5年間標本を固定して同じ報告者に継続的に調査を行うものであることを踏まえた対応)	●		<p>・おおむね適当と整理 (利活用ニーズ及び報告者の負担軽減・調査の効率化を踏まえたもの)</p>
(3) 標本設計の見直し	○ 農林業センサスの母集団情報の更新及び前回答申で示された課題の検証結果等を踏まえ標本設計を見直し	●	●	<p>・第2回部会において引き続き審議</p> <p>【委員等からの主な意見】</p> <p>◆経営統計調査の個人経営体について、今回から、調査票をロングフォームとショートフォームに分けることで、区分ごとの調査票の配り分けが必要になる。適切な配り分けができるように配慮されているのか。</p> <p>◆報告者が、どの区分の経営体に該当するのか、どのようなタイミングでどのような方法で確認するのか。</p>

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
(4) 公表時期の変更	○ 経営統計調査及び生産費調査の概要公表(速報)の一部について、公表時期を1～2か月繰下げ		●	(第2回部会で審議)
2 前回答申における「今後の課題」への対応状況について ※平成30年11月22日	○ 前回答申では、以下のとおり指摘されていることから、その対応状況等を確認 (1)生産費調査の調査対象区分の検討 (2)標本設計の必要な見直しの検討 (3)調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討 (4)調査票の構成及び調査事項の更なる見直しの検討 (5)オンライン回答の推進の検討		●	(第2回部会で審議)

(注)第1回(第105回産業統計部会)は5月19日(水)に開催
第2回(第107回産業統計部会)は、6月9日(水)に開催予定

調査の重点化による回答範囲

区分		調査事項（注2）	
		基本項目	詳細項目
個人経営体（注1）	主業経営体	○	○
	準主業経営体	○	○
	副業的経営体	○	×（回答不要）
法人経営体	—	○	○

（注1）個人経営体の区分

区分		所得に占める農業所得の比率	
		50%以上	50%未満
自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員	いる	主業経営体	準主業経営体
	いない	副業的経営体	

（注2）【基本項目】 事業収支の概要、損益計算書、土地面積、制度受取金、労働状況 等
【詳細項目】 貸借対照表、資金調達、固定資産、農業生産関連事業収入 等